

総 括 調 査 票

調査事案名	(19) 鳥獣被害防止総合対策交付金			調査対象 予 算 額	令和4年度(補正後) : 13,703百万円の内数 ほか (参考 令和6年度 : 9,900百万円の内数)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農山漁村活性化対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	農山漁村活性化対策整備交付金ほか	取りまとめ財務局	(東北財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 鳥獣被害防止のため、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や、侵入防止柵の整備等を支援するものである。

【事業の流れ】

- ①市町村が被害防止計画(計画期間、被害額等の軽減目標、取組方針等)を作成(令和5年4月時点で1,517市町村が計画作成)
- ②市町村、農林漁業団体、地域住民等で構成する被害防止計画の実施に係る協議会を組織
- ③被害防止計画に基づく鳥獣被害防止対策について、交付申請→対策を実施

(ソフト対策)

- ・捕獲活動経費の支援や鳥獣緩衝帯整備、放任果樹の除去等の生息環境管理の取組等を支援
<補助率>定額、1/2以内

(ハード対策)

- ・侵入防止柵の整備等を支援
<補助率>定額、1/2以内等



放任果樹の除去



鳥獣緩衝帯の整備



侵入防止柵の整備

【鳥獣被害の現状及び調査の背景】

- 鳥獣被害対策には、毎年多額の予算が措置されており、野生鳥獣による農作物被害防止のため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備等の対策が進められている。
(令和6年度当初予算では、ソフト対策に7,580百万円、ハード対策に2,320百万円を措置している【図1】。)

- 一方、野生鳥獣による農作物被害額を見ると、鳥獣被害金額は平成22年度の239億円をピークに減少してきたが、平成30年度以降、停滞しており、多額の交付金が必ずしも被害額減少にはつながない状況にある【図2】。

- 鳥獣被害の減少に向けた主な対策は、有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の整備、生息環境管理(放任果樹の除去等)であり、本交付金の創設から10年以上が経過している(創設年度:平成20年度)中で、効果を上げるための知見は相当程度蓄積している。一方で、対策の成否は市町村によって大きく異なり、取組に質の差があることが推測されることから、被害減少に効果的な方法が実践されているかを把握し、本交付金を被害減少に効果的な仕組みとすることで、被害の着実な減少につなげることを目的に、本調査(調査票によるアンケート調査及び現地調査)を実施した。

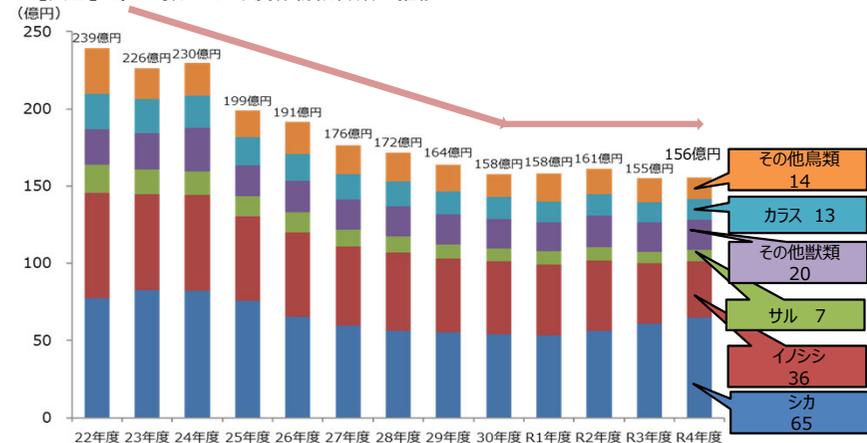
【国費の流れ】



【図1】鳥獣被害防止総合対策交付金 予算額推移



【図2】野生鳥獣による農作物被害額の推移



総括調査票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

【調査対象】平成30年度～令和4年度 【調査先】市町村：898先

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 交付金額と鳥獣被害減少額の相関性 | 本交付金額の累計額（5か年）と鳥獣被害減少額（平成30年度と令和4年度の被害額の比較）に関係性が見られるか。 |
| 2. 効果的な有害鳥獣の捕獲 | 鳥獣被害減少に向け、効果的な有害鳥獣の捕獲が実施できているか。 |
| 3. 効果的な侵入防止柵の整備 | (1) 鳥獣被害減少に向け、効果的な侵入防止柵の設置・維持管理ができているか。
(2) 将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備となっているか。 |
| 4. 生息環境管理の実施 | 有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵の整備と一体的に生息環境管理を実施しているか。また、生息環境管理は鳥獣被害防止に効果的か。 |

③調査結果及びその分析

1. 交付金額と鳥獣被害減少額の相関性

○ 交付金累計額と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られなかった【図3】。

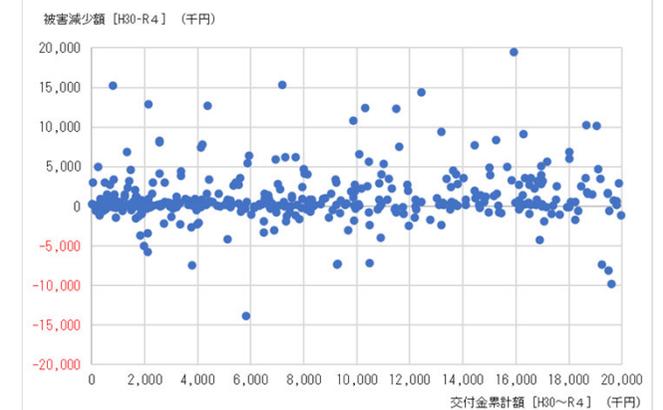
○ 鳥獣被害額が増加した市町村は43%にのぼった。
また、鳥獣被害額が減少した市町村と増加した市町村の間で、耕地面積（1ha）当たり平均交付金額に差はなかった【表1】。

○ 交付金を活用した結果である、鳥獣被害減少効果のばらつきは、市町村ごとの取組内容の違いが一因であることが推察され、交付金を効果的に活用できていない可能性がある。

【表1】被害額が減少した市町村及び増加した市町村における交付金額等

	市町村数	被害減少平均額 (千円)	耕地面積（1ha） 当たり平均交付金額 (千円)
被害減少市町村	572 (57%)	4,026	1,795
被害増加市町村	326 (43%)	-4,235	1,851
[参考] 全市町村	898	1,027	1,817

【図3】市町村別の交付金累計額と鳥獣被害減少額との関係（n=898）



2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

○ 有害鳥獣捕獲数と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られず、単に捕獲数を増加させるのみでは、被害減少にはつながらない【図4】。

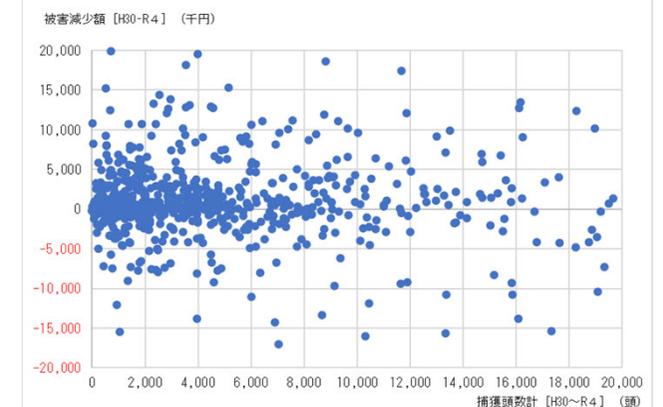
○ 他方、協議会において「重点的に捕獲するエリアや獣種等の捕獲に関する計画を策定している」及び「地図やデータによる捕獲実績を把握している」と回答した市町村は、どちらも実施していない市町村と比して、被害減少額が大きいたことが確認された【表2】。

【表2】「捕獲に関する計画の策定」及び「地図やデータによる捕獲実績の把握」の実施状況

	市町村数	被害減少平均額（千円）
どちらも実施	97	1,980
どちらも実施していない	42	559

○ 鳥獣の生息実態に即した具体的な捕獲計画の策定及び地理的な実績把握を通じたPDCAサイクルの取組が、被害減少に資する捕獲につながったと考えられる。

【図4】市町村別の有害鳥獣捕獲数と鳥獣被害減少額との関係（n=898）



総括調査票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

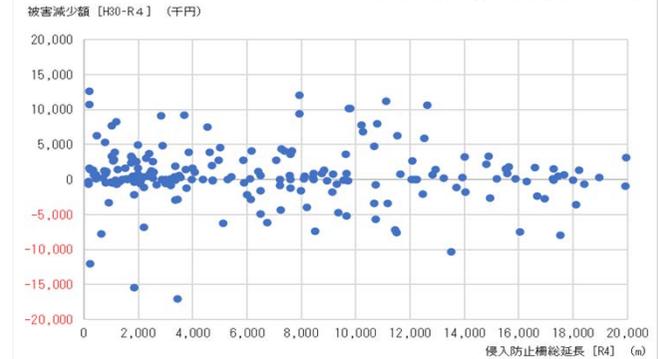
③調査結果及びその分析

3. 効果的な侵入防止柵の整備

(1) 効果的な侵入防止柵の設置・維持管理

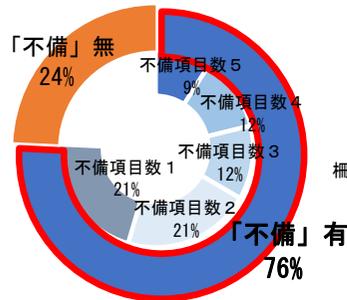
- 侵入防止柵の総延長と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られなかった【図5】。
正しく設置・維持管理が実施されていれば有害鳥獣の侵入は防げることから、被害減少が進まない市町村では、正しい設置・維持管理が行われていない可能性がある。
- 実際に、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が発生した農地33か所（14市町村）を現地調査したところ、約8割の箇所において、侵入防止柵の設置・維持管理に不備が見られた【図6】【図7】【図8】【図9】。
- 現地調査結果を踏まえれば、多数の市町村において、不適切な侵入防止柵の設置・維持管理により、十分な効果が発揮されていない可能性がある。

【図5】市町村別の侵入防止柵の総延長と鳥獣被害減少額との関係（n=502）
（注）有効回答が得られた502先について集計



< 現地調査の結果 >

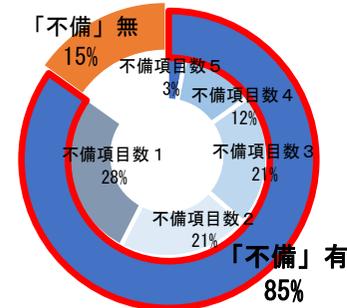
【図6】侵入防止柵の設置状況（n=33）



【図7】侵入防止柵の設置状況における不備件数及び不備の具体的項目（複数回答）



【図8】侵入防止柵の維持管理状況（n=33）



【図9】侵入防止柵の維持管理状況における不備件数及び不備の具体的項目（複数回答）



< 現地調査で確認された不適切な事例 >



柵の接地面への固定が不十分な箇所



柵の高さが法面と同程度しかなく侵入防止効果がない箇所



鳥獣に地面を掘られ隙間が生じている箇所



草刈りが行われていない箇所



電気柵にゆがみが生じている箇所

- A町では、侵入防止柵の設置後に現場確認を行っているが、「交付申請どおりの場所に設置されているか」等の確認にとどまり、柵の設置方法が正しいか等の観点からは確認を行っていなかった。また、柵設置箇所を確認したところ、獣類に侵入された形跡が多く見られた。
- B市では、柵設置後の維持管理は各農家任せとなっており、電気柵が分断されて途切れている箇所や、電気柵の電線が取り外された部分から獣類の侵入形跡が見られるなど、適切な維持管理がなされていなかった。

総 括 調 査 票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

③調査結果及びその分析

○ 他方、協議会において、「侵入防止柵の維持管理体制（見回り頻度、見回り箇所、補修の実施等）について計画を策定している」又は「定期的な見回りを実施している」と回答した市町村は、いずれも未実施の市町村に比して、被害減少額が大きいことが確認された【表3】【表4】。

○ 組織的に正しい維持管理を実践することにより、侵入防止柵の効果が維持されているものと考えられる。

【表3】侵入防止柵の維持管理体制に係る計画策定の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
策定している	256 (51%)	1,573
策定していない	246 (49%)	1,019

【表4】侵入防止柵の定期的な見回りの実施の有無

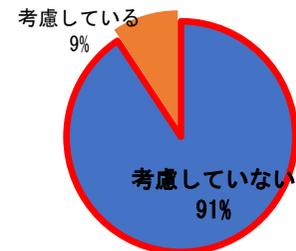
(注) 有効回答が得られた502先について集計

	市町村数	被害減少平均額（千円）
実施している	196 (39%)	1,361
実施していない	217 (43%)	1,041
不明	89 (18%)	1,707

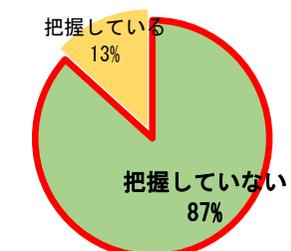
(2) 将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備

○ 侵入防止柵の耐用年数は20年程度とされ、整備する際には、長期的に営農が継続される見込みを踏まえて対象農地を選定することが重要だが、侵入防止柵の設置対象選定にあたり、将来の営農継続の可能性を考慮していると回答した市町村は9%にとどまった【図10】。

【図10】侵入防止柵の整備にあたり将来の営農継続を考慮しているか
(注) 有効回答が得られた502先について集計



【図11】侵入防止柵を整備した農地のうち、荒廃農地となった割合の把握状況
(注) 有効回答が得られた502先について集計



○ また、過去に侵入防止柵を整備した農地のうち、現在荒廃農地となっている箇所を把握している市町村は13%にとどまっており、過去に侵入防止柵を整備した農地の現状をほぼ把握できていない状態であった【図11】。

4. 生息環境管理の実施

○ 「野生鳥獣被害防止マニュアル〔総合対策編〕」によれば、生息環境管理（鳥獣緩衝帯の整備、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等）を実施することで、有害鳥獣の捕獲や、侵入防止柵の整備の効果が発揮するとされており、実際に協議会において、「生息環境管理を実施している」と回答した市町村は、未実施又は不明と回答した市町村と比して、被害減少額が大きいことが確認された。

【表5】鳥獣緩衝帯の整備の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
整備実績有	128 (14%)	2,086
未整備または不明	770 (86%)	851

○ しかしながら、鳥獣緩衝帯の整備の実施率は14%、放任果樹の除去や雑木林の刈払いの実施率は10%にとどまっている【表5】【表6】。

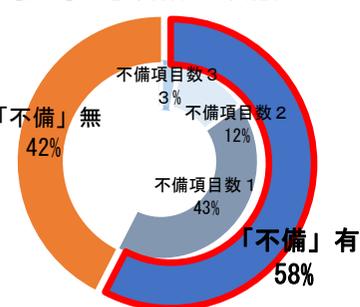
【表6】放任果樹の除去、雑木林の刈払い等の実施の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
実施している	90 (10%)	1,221
うち毎年実施	38 (4%)	2,254
未実施または不明	808 (90%)	1,006

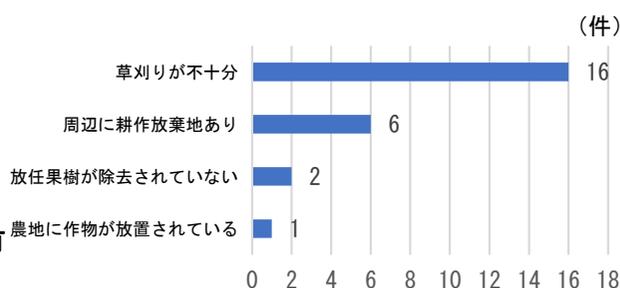
○ 生息環境管理の状況について、農地33か所（14市町村）を実地調査したところ、半数以上の箇所において、不備が見られた。【図12】【図13】

<実地調査の結果>

【図12】生息環境管理の実施状況



【図13】生息環境管理における不備件数及び不備の具体的項目



<実地調査で確認された不適切な事例>



農地に作物が放置されている箇所



耕作放棄地となっている箇所



放任果樹が除去されていない箇所

総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

④今後の改善点・検討の方向性

- 現行の本交付金制度による鳥獣被害対策では、多額の予算措置が鳥獣被害の減少につながっていない。
- その原因は、被害減少効果を発揮する取組ではなく、単なる捕獲や侵入防止柵の設置の実施のみにとどまっている市町村が多いことにあると考えられる。
- 上記のような市町村にも、要望を元に交付金が配分される現行制度は不合理であり、予算の縮減を含め、予算措置の在り方を抜本的に見直すべき。
- 具体的には、被害減少に効果的な取組を実施せず、被害減少の成果も上げられていない市町村には、交付を行わない等、以下のとおり見直すべき。

2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

- 効果的な捕獲のためには、捕獲に関する計画の策定、捕獲実績の詳細な把握により、各市町村のPDCAサイクルを推進することが重要であり、当該PDCAサイクルの取組がなく、単に捕獲を実施している市町村への交付は見直すべき。

3. 効果的な侵入防止柵の整備

- 適切な設置・維持管理を促すため、国が正しい設置・維持管理方法等を示し、各市町村において確実に周知し、各農業者の主体的な実施を推進すべき。その上で、正しい設置・維持管理が実施できていない市町村には柵の整備費用の交付を行わない等の見直しをすべき。
- 侵入防止柵の整備の際には、地域計画（※）と整合性を図る仕組みとし、地域の営農の将来像に沿った適正な整備規模とすべき。また、将来の営農継続が見込まれず、適切な柵の維持管理の見通しが立たない農地については、将来的に粗放的管理を行っていくことを検討すべき。
（※）地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、令和7年3月までに全市町村で策定することとされている。

4. 生息環境管理の実施

- 国が生息環境管理の正しい方法・頻度等を示し、市町村の指導等により、各農業者による主体的な実施を推進すべき。その上で、生息環境管理なくして捕獲や侵入防止柵の効果は上がりにくいことを踏まえ、適切な生息環境管理が実施できていない市町村には交付金を交付しない等の見直しをすべき。